

市第 143 号議案

横浜川崎国際港湾株式会社に対する出資
次のように財産を出資する。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

1 出資する財産の表示

財産の 種 別	所 在 地	地 目	地 積	評 価 額
土 地	中区南本牧 2 番の一部	宅 地	7,500.00㎡	495,000,000円

2 出資の相手方

西区みなとみらい二丁目 3 番 1 号

横浜川崎国際港湾株式会社

提 案 理 由

横浜川崎国際港湾株式会社に対し財産を出資したいので、地方自治法第96条第 1 項第 6 号の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

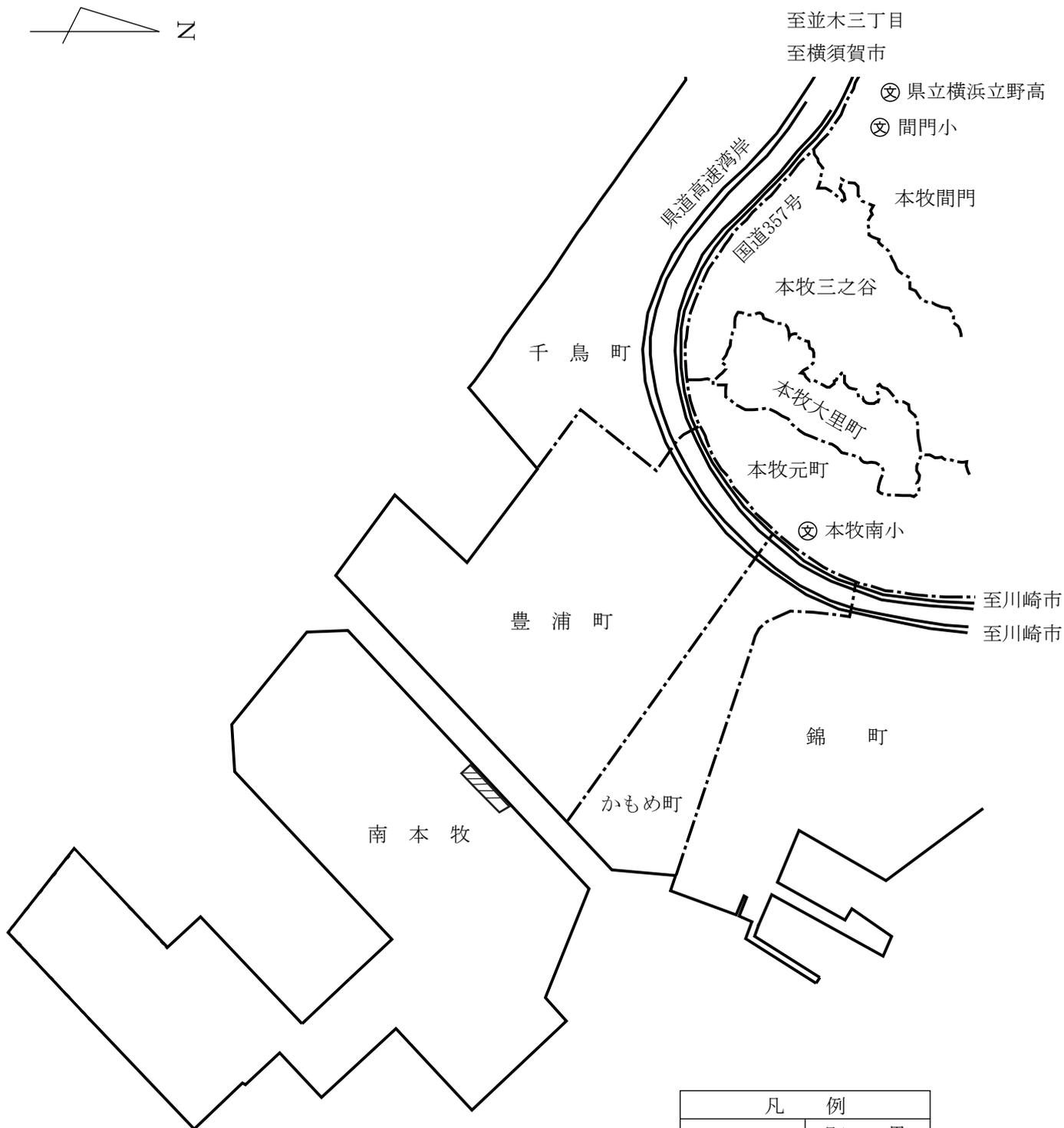
（第1号から第5号まで省略）

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第7号から第15号まで及び第2項省略）

参 考

中区南本牧所在出資市有土地位置図



凡 例	
-----	町 界
////	出資予定地